

仕様書

1 業務名

上越市Web口座振替受付サービス導入業務

2 業務目的

本仕様書は、上越市の税・公金の口座振替について、納付者等が金融機関等の窓口へ出向くことなく、インターネット上の外部受付サイトを利用して、パソコンやスマートフォン等からの申し込みを可能とするWeb口座振替受付サービスを導入するにあたっての業務の範囲及び条件等を定めるもの。

3 契約期間

(1) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

※ 令和7年10月1日からWeb口座振替受付サービスを開始すること

(契約日：令和7年7月上旬見込み)

(2) 実施場所

上越市役所収納課ほか

(3) 業務概要

ア 受注者はパソコンやスマートフォン等から口座振替の申し込みを可能とする、インターネット上の外部受付サイトを作成する。

イ 口座振替の申込者がインターネット上で口座振替を申し込むにあたり、利用規約の表示、科目・金融機関の選択、納付者情報の入力、受付結果の表示といった申し込みから登録までの一連の作業を完了させる機能を準備する。

ウ 上記機能により口座振替の申し込みがあった際、株式会社NTTデータが提供する「ネット口座振替受付GWサービス」への接続を行ったうえで、対象金融機関に新規申込者の口座情報の照会・登録依頼を行う。

エ 受注者は、対象金融機関への口座情報登録が完了した後、申込者と上越市に対し口座振替受付結果を回答する。なお申込者に対しては、メール等により通知する機能又は受付完了を確認できる機能を実装する。上越市に対しては登録した情報を一覧表(CSVファイル)で提供する。

オ 受注者は、取引件数の報告を担当課ごとかつ科目ごとに、また、全課分を合計し

た取引件数（内訳含む）を市に報告する。

カ 受注者は、必要な接続サービスがあれば間接契約のうえ契約を行う。なお、間接契約にあたっての必要な諸手続、システム環境の整備、通信接続試験等については、受注者がこれを実施し、必要な経費を負担する。

キ 受注者は、対象金融機関との契約を取り纏める。また、対象金融機関が必要とする手数料の取り纏めも行う。但し、上越市が認める金融機関はその限りでない。

4 仕様の詳細（必須項目）

サービス構築にあたっては、以下の仕様を満たすものとする。

(1) サービス開始日

令和7（2025）年10月1日（予定）

(2) 申込者側で利用を想定するデバイス

パソコン、スマートフォン、タブレット端末等

(3) 対応金融機関

第四北越銀行、八十二銀行、大光銀行、富山第一銀行、上越信用金庫、新井信用金庫、新潟県信用組合、糸魚川信用組合、新潟県労働金庫、えちご上越農業協同組合、ゆうちょ銀行

計11行

(4) サービス利用者

前記(3)に対応する金融機関において、預金口座を有し、キャッシュカードを保有しているもの（個人に限る）。

(5) サービス提供日時

24時間年間全日（関係機関のシステムメンテナンス等の実施期間を除く）

(6) 担当課、対象科目等

課名	科目
収納課	市県民税（森林環境税）
	固定資産税・都市計画税
	軽自動車税（種別割）
	国民健康保険税
	介護保険料
	後期高齢者医療保険料
	保育料
	市営住宅使用料
	県営住宅使用料

	市営駐車場使用料
	県営駐車場使用料
高齢者支援課	生活支援ハウス入所者負担金
	養護老人ホーム措置費
	ケアハウス管理費負担金
	ふれあいランチサービス自己負担金
幼児保育課	保育園給食費
	通園バス利用者負担金
生活環境課	し尿汲み取り手数料
	家庭系廃棄物処理手数料
学校教育課	放課後児童クラブ利用者負担金
多文化共生課	定住促進奨学金返還金
上越市ガス水道局	ガス水道料金
	下水道受益者負担金

(7) 入力画面

科目ごとに作成し、科目ごとに入力項目の制御ができること。

(8) 入力項目

以下に示す項目を全科目共通の必須入力項目とするほか、科目ごとに入力項目の追加（5項目程度を想定）が行えること。なお、入力項目については今後増減することがあり、最終的な入力項目は本市と協議のうえ決定する。

口座名義人氏名（漢字）、口座名義人氏名（カナ）、口座名義人住所（アパート・マンション名まで）、口座名義人電話番号、口座名義人メールアドレス、納税者・納付義務者との関係、納税者・納付義務者氏名（漢字）、納税者・納付義務者氏名（カナ）、納税者・納付義務者生年月日、納税者・納付義務者郵便番号、納税者・納付義務者住所（アパート・マンション名まで）、納税者・納付義務者電話番号

(9) 「一括口座振替」または「期別ごと口座振替」の選択

納付方法を「一括」か「期別ごと」を選択できること。

※「一括」とは当該年度第1期の納期限日に年税額全額を口座振替することである

(10) 口座情報の認証方法

株式会社N T Tデータが提供するネット口座振替受付GWサービスに準拠すること。

(11) 口座振替受付結果の提供

ア 前記(6)の科目ごとに分割した一覧表（CSVファイル）を、担当課に対して電子データで提供する。

イ 提供するデータの内容は、前記(8)及び口座情報等金融機関での受付・登録結果

- を含むものとする。
- ウ 口座振替受付結果のデータレイアウトが変更可能であること（本市基幹システムの更改等を想定し、将来的にデータレイアウトを変更する可能性がある）。
- エ 口座振替登録結果還元はインターネットを通じて行うこととする。

(12) 障害対応

- ア サーバ等重要な機器を堅牢なデータセンターに設置し、冗長化（二重化等）するなど、大規模災害などに対しても信頼性の高いシステムを導入し、障害発生時に早急な復旧が可能な状態にすること。
- イ システム障害等によりサービス（口座振替登録結果の提供を含む）が利用できない事象が生じた場合、事業者は、直ちに本市に報告するとともに、復旧に向けた対応を行うこと。
- ウ 復旧対応中は対応経過を随時報告すること。
- エ 復旧後、サービスの利用が可能となった際には、直ちに本市に報告すること。また、障害等の原因及び影響を調査し、再発防止策を講じるとともに、その結果を速やかに本市に報告すること

5 任意の仕様（利用者満足度等の測定）

本市では、利用者満足度等の測定をWeb上で実施する。申込者への登録結果通知等にアンケート用URLを表示させることで調査集計を検討しているが、その他実務上効果的かつ有効な手段があれば記載すること。

6 業務規模（支払限度額）

4,719,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 初期契約料、科目登録料、月額利用料（6か月分「R7.10～R8.3」）を含める

※ サービス開始後の従量手数料は含まない

7 業務にあたっての留意事項

(1) 情報セキュリティ対策

- ア 本業務をクラウドサービスにて実施する場合は、別紙「クラウドサービスの利用に係る情報セキュリティ要件」で求める対策を行うこと。
- イ 受注者は、サービスの品質やセキュリティ関係についての外部の認証を取得するなど個人情報の取扱について適切な保護措置を講じているとともに取り扱う情報の適切な保護対策を実施するための指針を定めていること。
- ウ 受注者は、セキュリティに係る国際規格（ISO/IEC 27001）及び、プライバシーマークの認証と同等以上の資格を取得していること。
- エ 受注者は、金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準（公益財団法人金融情

報システムセンター) に則り、立ち入り制限するなどの対策を施すとともに、侵入防止システムを導入し、外部からの不正なアクセスを 24 時間監視するなど強固なセキュリティを保つこと。

(2) 個人情報の保護

ア 取り扱う個人情報は、事前の承諾なくして、複製・複写し、又は第三者に提供してはならない。又、本件業務の作業場所以外に持ち出してはならない。

イ 個人情報の漏洩、滅失、毀損に係る事故が生じた場合、又は生じるおそれがある場合、直ちにその状況を報告し、必要な指示を受けなければならない。

ウ 受託者は、この契約によるネットワーク、情報システム及び情報資産に関する業務を実施するに当たっては、上越市情報セキュリティポリシーに基づく別記「情報セキュリティ関連業務特記事項」を守らなければならない

エ 万一、個人情報等の漏洩や流出、使用目的以外の利用が認められた場合は、速やかに市に対して文書で報告するとともに、その後の措置は、市の指示に従わなければならない。また、受注者に起因する事故により、第三者から市が損害賠償を請求されたことによる係争費用及び判決により発生した弁償額等は、受注者が負担しなければならない。

8 環境に配慮する共通事項

(1) 業務に必要な消耗品等は、可能な限りエコマーク、グリーンマーク商品を使用すること。

(2) 業務の遂行にあたり車両を運行する場合は、アイドリングストップや経済性に配慮した速度での走行等、地球温暖化及び大気汚染の防止に努めること。

(3) その他環境に配慮した業務の遂行に努めること。

9 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、本市と受注者で協議のうえ決定するものとする。

クラウドサービスの利用に係る情報セキュリティ要件

No.	項目	内容
1	ネットワーク	インターネット環境化で利用可能なものとし、インターネット上の通信経路においては暗号化を行うこと。
2	認証方法	事業者が管理者権限を用いて本市の環境にアクセスする場合は、多要素認証を用いた認証を行うこと。
3	データセンター	データセンターの物理的所在地を日本国内とし、情報資産について合意を得ない限り日本国外へ持ち出しを行わないこと。
4		データセンター側のネットワーク(インターネット回線)の冗長化をすること。
5		監視ソフト等により、個人情報 that 保管されたサーバへのアクセス状況監視、アクセスログを監視すること。
6		データセンター内の入退室者を識別・記録できるセキュリティ設備により、許可された者のみ入退室が可能であること。
7		システムの稼働環境及びテスト環境などにおいては、コンピュータウイルス等の侵入や外部からの不正アクセスが起きないように対策を講じること。
8	情報資産の取扱い	クラウドサービスの環境に保存される情報資産について、委託者の指示に従って取り扱うこと。
9	情報の目的外利用の禁止	クラウドサービスの利用を通じて取り扱う情報について目的外の利用は行わないこと。
10	情報資産の廃棄手順	クラウドサービス事業者が利用する資源(装置等)の処分(廃棄)について、方針及び手順が定められていること。
11	バックアップ機能の提示	サーバ等に記録された情報について、バックアップ機能を有するとともに仕様を提示すること。
12	記録の保存機能の提示	クラウドサービスが収集し保存する記録(ログ等)について、記録(ログ等)の管理に関する対策や機能に関する情報を提示すること。

No.	項目	内容
13	ログ等の監視機能について	クラウドサービスの環境内で生成されるログ等の情報について、ログ等の情報収集機能が第三者による情報セキュリティ監査及びデジタルフォレンジックに対応可能であること。 実装されていない場合は、情報の提出に関する手続きを提示すること。
14	不正プログラム対策の実施	サービスを構成する機器の設定における不正プログラムへの対策(不要なポート、プロトコル及びサービスの閉鎖、マルウェア対策の実装、ログ取得等の実施)がなされていること。
15	不正アクセス対策の実施	不正アクセスによるウェブページの改ざんを防止するため、不要なポートの閉鎖、不要なサービスの機能を削除するとともに、不正アクセスを検知する機能を有すること。
16	クラウドサービスの脆弱性	クラウドサービスに影響し得る技術的脆弱性を有する場合は、脆弱性管理の手順について提示すること。
17	時刻同期	重要なログ等を取得するサーバについて、正確な時刻同期ができる措置を講ずること。
18	リソース容量・能力の確保	サービスに必要なリソースの容量、能力を確保すること。
19	重大なインシデントに繋がる恐れのある操作	重大なインシデントに繋がる恐れのある操作(機能の変更、削除、バックアップ及び復旧等)について、安全かつ利用可能な手順として確立されていること。
20	再委託	再委託が行われる場合、再委託先の情報セキュリティ対策が十分に行われていること。

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第2 受託者は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、委託者の許可を受けなければならない。

第3 受託者は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、委託者の許可を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第4 受託者は、使用する機器、電磁的記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

(秘密保持誓約書の提出)

第5 受託者は、受託者が秘密事項及び業務上知り得た秘密を第三者に漏らさないことを遵守することを明記した、秘密保持誓約書を委託者に提出するものとする。

(従事者への啓発)

第6 受託者は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

(情報セキュリティ対策の実施状況報告)

第7 受託者は、受託者及び業務従事者が、作業不備及び不正行為を防止するために実施した情報セキュリティ対策の実施状況を委託者に報告するものとする。

(異常時の報告)

第8 受託者は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに委託者に報告しなければならない。

第9 受託者は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに委託者に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第10 受託者は、この契約による業務を行うための情報資産の処理を自ら行うものとし、委託者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第11 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、委託者の指示がある場合を除

いて行ってはならない。

(コンピュータウイルス対策)

第12 受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。
- (2) 委託者が提供するウイルス情報を常に確認すること。

(法令遵守)

第13 受託者は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (2) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (4) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）